

猟銃又は空気銃の所持許可などに関する 郵送手続、代理人申請手続について

- 申請手続等の『一部』で郵送及び代理人による申請手続が可能です。
- 手続前に、最寄りの警察署へ必ず電話連絡のうえ利用してください。
- 手続が可能な申請や手続方法は次のとおりです。



手続可能な申請等（郵送、代理人共通）

- 猟銃等講習会の受講申込み（初心者講習及び経験者講習）
- 教習資格認定証の受領
- 猟銃用火薬類等の譲受けの許可申請と同許可証の受領（教習資格者のみ）
- 技能講習の受講申込み（事前の電話予約が必要）
- 技能講習通知書及び技能講習修了証明書の受領
- 猟銃・空気銃所持許可証の交付（新規所持者のみ）
- 講習修了証明書、教習資格認定証、技能講習修了証明書の書換え又は再交付の申請

郵送手続き方法

1 講習受講申込み要領

- ① 管轄（住所地）の警察署へ電話で受講予約
- ② 講習受講申込書（福島県収入証紙、写真を添付したもの）1通、切手を貼付（普通郵便分）した返信用封筒を警察署へ郵送

※ 注意点

その1～猟銃等講習会申込み

- ・ 申請書は、開催日『10日前必着』を厳守
- ・ 講習用教材が配付（初心者講習会のみ）されますので、返信用封筒は教材が入るものを同封してください。
- ・ 教材の事前配付が不要な方は、返信用封筒の同封は不要です。

その2～技能講習申込み

- ・ 申請書は、開催日『10日前必着』を厳守
- ・ 申請が受理されると、受講者の皆様には『技能講習通知書』が交付されますので、郵送を希望される場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

2 修了証明書等の受領

各種修了証明書等の郵送交付を希望される方は、新規所持許可申請、教習資格認定申請の審査結果及び技能講習の講習結果の電話連絡を受けた際に、警察署の担当者に対して『郵送交付を希望する』旨を伝えるとともに、管轄する警察署に切手を貼付（簡易書留分）した返信用封筒を郵送して下さい。

3 猟銃用火薬类等譲受許可の申請及び同許可証の受領（教習資格者のみ）

教習資格者認定を受けられた方で、猟銃用火薬类等譲受許可申請の郵送申請を希望される場合は、警察署の担当者から教習資格認定の電話連絡を受けた際に、『郵送手続きを希望する』旨を伝えて下さい。

そして、福島県収入証紙を貼付した申請書、切手を貼付（簡易書留分）した返信用封筒を郵送して下さい。

※ 注意点

郵送手続きを希望した場合、『教習資格認定証』は、『猟銃用火薬类等譲受許可証』と一緒に交付されることとなりますのでご了承願います。

4 修了証明書等の書換え又は再交付

講習修了証明書、教習資格認定証、技能講習修了証明書の書換え又は再交付申請の郵送申請を希望される方は、申請書1部、各種変更事項を証明する資料（住民票等）、切手を貼付（普通郵便分）した返信用封筒を郵送してください。

代理人申請手続

1 委任状の提出

代理人申請手続を利用される方は、『委任状』の提出が必要となります。手続の際に提出していただく『委任状』は、別添の様式となりますのでご注意下さい。

2 代理人の身分確認

代理人として警察署の窓口へ来られた方の身分確認をさせていただきます。身分確認の方法としては、運転免許証、戸籍謄本又は抄本（戸籍の付票の写しが添付されているものに限る。）、住民票の写し、住民票の記載事項証明書、国民健康保険等の被保険者証、旅券等来署した方が代理人本人であることを確認することができる公的な身分証を提示していただきます。

なお、提示していただいた身分証については、警察署窓口においてコピーをとらせていただきますのでご了承ください。

注意事項

- 警察署から皆様に郵送する際に、多くの手続におきまして『簡易書留』での郵送となりますのでご理解とご協力をお願いします。
- 県収入証紙につきましては、『証紙貼付欄』に確実に貼付のうえ、金額に誤りがないよう十分注意をお願いします。
- 各種申請用書類は県警ホームページでダウンロードできます。

**ご不明な点があれば、最寄りの警察署まで
お問い合わせ下さい。**

福島県警察本部 生活安全企画課 生活安全指導第四係



